

新規設置をした場合の届出等について（一元適用）

(適用事業に該当した日の翌日から10日以内)

1、労働保険(労災・雇用保険)の加入手続き<労働基準監督署>

- 労働保険保険関係成立届**（3枚複写） → 事業主控の写しをハローワークへ提出

- 労働保険概算保険料申告書(2枚複写)

※詳しくは、相模原労働基準監督署(労災課)042-752-2051(代)へお問い合わせください

2、雇用保険適用事業所設置関係の手続き<公共職業安定所>

① 事業所関係

・**雇用保険適用事業所設置届**

※裏面22欄に代表者印を押印してください

※裏面23欄に最寄りの駅又はバス停から事業所への道順を手書きするか、地図ソフトから印刷したもの添付ください

◎ 添付書類(いずれもコピー可)

法人事業主の場合	個人事業主の場合
「事業所の所在地確認資料」 * 商業登記簿謄本の写し(履歴事項全部事項証明書) ※3ヶ月以内のもの (注) 事業を行っている場所が謄本と異なる場合は、別途賃貸借契約書または公共料金請求書をご用意ください。	「事業主の住所確認資料」 * 事業主の運転免許証やマイナンバーカード または住民票の写し(世帯用) ※3ヶ月以内のもの 「事業所の所在地確認資料」 (注) 事業を行っている場所が事業主住所と異なる場合は、賃貸借契約書または公共料金請求書をご用意ください。
«事業実態の確認資料»△いずれか1点 ※所在地、名称が載っているもので事業所宛に届いたもの * 事業許可証や営業許可証 * 取引先等からの納品書・請求書 * 請負契約書やフランチャイズ契約書 * 入出荷伝票または売上伝票	«事業実態の確認資料»△いずれか1点 ※所在地、名称が載っているもので事業所宛に届いたもの * 税務署に提出した開業届の控または営業許可証等 * 取引先等からの納品書・請求書 * 請負契約書やフランチャイズ契約書 * 入出荷伝票または売上伝票

②被保険者関係

・**雇用保険被保険者資格取得届** ※個人番号（マイナンバー）の記入があります

[添付書類]

雇用保険被保険者番号が不明な場合は、履歴書または職務経歴書等

雇入れ日の確認できるもの

: 出勤簿またはタイムカード、賃金台帳または給与明細、労働者名簿、雇用契約書のいずれか1つ
有期契約労働者である場合は雇用契約書または雇入通知書のいずれか

届出日が雇入れから6ヶ月経過している場合は、雇入れ日から直近までの全期間分の出勤簿・

賃金台帳と「遅延理由書」「納税証明書（事業所用）」の添付が必要となります。

(注) 法人等の代表者及び役員、事業主と同居の親族、昼間学生等は原則として被保険者となりません

(注) 提出いただいた添付資料で十分な確認が取れない場合は、上記以外の資料を提出いただくことがあります

事業所の新規加入手続きは、確認や機械入力処理に時間がかかりますので、できる限り
8時30分～16時までにお手続きいただきますよう、ご理解・ご協力願います。